

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十六号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十五人」を「二百八十七人」に、「六百七十三人」を「六百七十七人」に、「六千八百四十九人」を「六千八百八十八人」に、「三千五百八十九人」を「三千六百八十八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。